

訪問看護ステーション かがやき

運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人勤誠会が開設する訪問看護ステーション かがやき(以下「ステーション」という。)が行う、指定訪問看護事業並びに指定介護予防訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、主治の医師が在宅での訪問看護の必要を認めた利用者に対し、ステーションの看護職員その他の従業員(以下「看護職員等」という。)が、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称：訪問看護ステーション かがやき

所在地：鳥取県米子市日原 319-1 (米子病院内)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

①管理者1名(看護職員と兼務)

管理者は、ステーションの看護職員等の管理及び事業の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも指定訪問看護の提供にあたる。

②看護職員等(保健師、看護師又は准看護師)6名

看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。

営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び、12月29日～1月3日までを除

く

営業時間：午前 8 時 30～午後 5：00 までとする

(事業の内容)

第 6 条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 精神科領域疾患の患者及びご家族の看護・支援
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防、処置
- ⑤ 認知症患者の看護
- ⑥ 療養生活や介護方法の指導
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ その他医師の指示による医療措置

(利用料等)

第 7 条 事業を利用した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時には、その負担割合証に記載された割合額とする。

2 次条に定める、通常の事業の実施地域にて行う事業に要した交通費は徴収しない。

3 次条に定める、通常の事業の実施地域を超えて行う事業の交通費については、実施地域を超え、実施地域に戻ってくるまでの往復の距離 1 km 当たり、60 円を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、米子市、境港市、安来市、南部町、伯耆町、大山町、江府町、日野町、日南町、日吉津村の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 看護職員等は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 ステーションは、事故の発生又は再発防止に向けた指針を定めるものとする。

5 ステーションは、利用者に対する事業の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置について、再発防止に向け、しかるべき対策を講ずることとする。

(職員の研修計画)

第 10 条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおりも
うけるものとし、また、業務体制を整備する

採用時研修：採用後 1 ヶ月以内に 1 回

継続研修：年 2 回

(個人情報の保護)

第 11 条 看護職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報
の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人
情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 看護職員等が業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を、在職中はもとより、退
職後も漏洩してはならない旨を、雇用契約時の契約内容に含むものとする。

3 看護職員等が得た利用者の個人情報については、ステーションでの事業の提供以外の目
的では原則的には利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者
又はその代理人の了解を得るものとする。

(暴力団の排除に関する事項)

第 12 条 ステーションは暴力団排除条例にもとづき、すべての事務又は事業において暴力
団を利用することとならないよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 ステーションの事業者及び管理者、従業者は暴力団員等ではないこととする。

3 ステーションの運営は、暴力団等の支配を受けないこととする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるも

のとする。

- ①虐待を防止するための看護職員等に対する研修の実施
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③虐待防止検討委員会の設置
- ④虐待防止の取り組みを適正に実施する担当者の選任
- ⑤その他虐待防止のために必要な措置

2 ステーションは事業の提供中に、看護職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（ハラスメント防止に関する事項）

第14条 ステーションは職場（看護現場を含む）におけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の防止のため、次の措置を講ずるものとする

- ①職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
- ②相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知する。

（その他運営に関する留意事項）

第15条

1 ステーションは事業に関する記録を整備し、事業の提供が完結した日から5年間保存するものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人勤誠会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は令和3年12月1日から施行する。

令和5年1月1日 改定